第１回　大阪市都市計画審議会　会議要旨

１　日　時　　平成１９年１０月３１日（水）　午後２時から午後４時３１分

２　場　所　　大阪市役所本庁舎　Ｐ１階　共通会議室

３　出席者

（委員）

村橋会長、松澤会長職務代理者、岡村委員、角野委員、北村委員、木村委員、志水委員、中原委員、鳴海委員、藤本委員、増田委員、松永委員、盛岡委員、大丸委員、黒田委員、森山委員、船場委員、荒木委員、坂井委員、福田委員、八尾委員、青江委員、金沢委員、土岐委員、瀬戸委員、寺戸委員、稲森委員

（臨時委員）

上田委員

（本市出席者）

（幹事）

北村計画調整局長、立田計画部長、高橋都市計画担当課長

（説明者）

〔計画調整局〕

角田大阪駅周辺開発担当課長

福本地域開発担当課長

高橋建築企画担当課長

〔経済局〕

硲農政センター所長

４　議　題

議第120号　大阪都市計画生産緑地地区の変更について

議第121号　大阪都市計画都市再生特別地区の変更について

議第122号　大阪都市計画都市再生特別地区の変更について

議第123号　大阪都市計画都市再生特別地区の変更について

議第124号　大阪都市計画都市高速鉄道の変更について

議第125号　大阪都市計画交通広場の変更について

議第126号　大阪都市計画通路の変更について

（報　告）

大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について

大阪都市計画地区計画にかかる都市計画図書の補正について

５　議事要旨

（１）計画調整局（幹事）から議題について説明を行った。審議の結果、原案のとおり可と答申された。

・　議第120号　大阪都市計画生産緑地地区の変更について

「生産緑地地区」の区域変更・追加・廃止について審議されました。

・　議第121号　大阪都市計画都市再生特別地区の変更について

「小松原町地区」の追加について審議されました。

・　議第122号　大阪都市計画都市再生特別地区の変更について

「西本町一丁目地区」の変更について審議されました。

・ 議第123号　大阪都市計画都市再生特別地区の変更について
「阿倍野筋一丁目地区」の追加について審議されました。

・ 議第124号　大阪都市計画都市高速鉄道の変更について
「近畿日本鉄道南大阪線」の起点の変更について審議されました。

・ 議第125号　大阪都市計画交通広場の変更について
「2号大阪駅北広場」及び「3号大阪駅南広場」の面積の変更について審議されました。

・ 議第126号　大阪都市計画通路の変更について
「1号大阪駅南北通路」の変更及び「2号大阪駅南口東通路」の追加について審議されました。

（報告）

・ 大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について
「大阪都市計画道路（広路７　大阪中央環状線）」の終点の大阪市と松原市の市境界への変更について説明を行った。

・ 大阪都市計画地区計画にかかる都市計画図書の補正について
　建築基準法の改正にあわせ、都市計画図書の記載事項を補正し、同法との整合を図る旨説明を行った。

（２） 意見等の概要は次のとおり

（議第121号）

■委員からの主な意見・質問

・ 地区周辺においては、放置自転車が大きな問題となっている。自転車、自動二輪ともに適切な対策を講ずるべきである。

・ 都市再生特別地区は究極の規制緩和であり、都市計画というまちづくりを誘導していくという考え方と矛盾する。市の都市計画に対する姿勢、国土交通省が出している都市計画運用指針の理解について聞きたい。

・ 土地の高度利用を前提とする都市再生の考え方と成熟したまちづくりのあり方は方向性に乖離があるのではないか。

・ ヒートアイランド対策についてどう考えているのか。

・ 風害への対策についてはどのようになっているのか。

・ 都市再生特別地区の追加の考え方について市としての確固とした姿勢がないと将来ばらばらな開発が進んでいく可能性がある。

■説明

・ 違法駐輪について一定の改善を図っていくため100台分の駐輪スペースの確保が予定されている。自動二輪駐車対策施設については建物内に基準による必要台数を確保してもらうが、実態に即した適切な対応を事業者に申し伝えていく。

・ 都市再生に向けてこれまで蓄積してきた都市機能やインフラ等を活かしまちづくりと経済振興を集中的に実施し、国際的競争力のある都市づくり、社会基盤づくりを行っていきたい。

・ 国の示す方針として、郊外でばらばらにまちづくりを進めるのではなく、都市の既存ストックを活用してさまざまな機能をコンパクトに集めたまちづくりを示されている。このような中、大阪市は関西の中枢都市として広域的な役割、関西圏の経済の牽引役を求められており、都市インフラが集積した大阪都心部

の都市再生緊急整備地域において開発投資を集積させ、高密度化したコンパクトな都心部の形成をめざしている。

- 容積率の緩和にあたっては、それぞれの地域性により、地域に貢献する施設や機能をとってもらっている。
- ヒートアイランド対策は今後ますます大切になってくる。省エネ機器の導入による人口廃熱の抑制、屋上緑化による灼熱環境の緩和、セットバックや建物形状等による風の通り抜けへの配慮などの対策を開発計画の中で講じている。
- 風害対策については、大阪市環境影響評価条例の対象事業にはなっておりませんが、事業者が地域に及ぼす影響を確認するため、風害、日照、電波障害、景観に関する検証を行った結果、概ね一般的な事務所街における風環境が予想されており、建設により周辺地域に著しい影響はないと考える。
- 都市再生特別地区は都市再生緊急整備地域（大阪市内４ヵ所）内に限り使える制度である。この地域内で開発が起こったときに、公共貢献等も含めて周辺の市街地環境の整備といった観点も踏まえた上で開発計画として認め、大阪市として開発事業者との協議調整を踏まえた上で案としてご提案できるもののみご審議いただいている。本件においては、地下街に直接接続しているビルという特殊性もあり、地下街の防災センター機能の一部を受け持ってもらう、バリアフリー化による地下における歩行者ネットワークの充実強化など、当初開発事業者としては考えていなかった部分も整備いただくこととしている。

（議第123・124号）

■委員からの主な意見・質問

- 環境アセスメントの対象になると思うが、風害対策はどうなっているのか。
- 高層化と安全性の問題について、容積率の制限はどういうところから来ているのか。
- どういった用途にこのビルは使われるのか。
- 阿倍野再開発事業との関連性、波及効果については検討しているのか。
- 交差点は非常に評判が悪い。歩道橋は改善されるのか。
- 風害対策の実効性はいかがなものか。
- 高さ310メートルは非常に大きい。なぜこの高さなのか説明してほしい。
- 都市再生緊急整備地域、南地域の顔として阿倍野地域に大きな都市機能を与えていくという点は理解する。だからこそ、阿倍野の緊急整備地域の将来像、阿倍野再開発エリア、今回計画の南側（常盤地区）まで含めたまちの像を明快に示してほしい。単体の敷地のことだけでなく、エリアとしてのランドマークの必要性などについて説明がほしい。
- 天王寺にバスでアプローチする際、バス停が遠くて不便である。鉄道ターミナルからの動線を考えるだけでなく、バス停についても一体的な開発計画の中で意識的に整備してもらいたい。

■説明

- 事業者が予備的に行った検証によると一部風害がきついエリアが想定される。これに対しては屋上緑化、バルコニー・ルーバーの設置等により吹きおろしやはね返り風の低減を図ることにより、概ね一般的な事務所街における風環境と同程度になるとの結果が出ている。今後、大阪市環境影響評価条例に基づき、環境アセスメントの手続を行っていく。
- 都心部の都市活動、商業業務機能の配置などを勘案している。
- 低層部から、百貨店、美術館、オフィス、ホテル、展望スペースとなっている。

・ デッキなどを通じ阿倍野再開発のエリアとターミナルビルとが接続され、人の流れが一体的に機能する。互いに商業業務系であり阿倍野全体のポテンシャルがアップすると考える。
・ 歩道橋についてはコンペを実施し、優秀案の中から最終案を決めていく段階にある。今後協議調整を行いよりよいまちづくりを行っていきたい。
・ 風害対策に関する今回の説明は予備的なものであり、正式には今後議論されることとなる。実効性を担保できるよう監視していく。
・ 阿倍野エリアは関西国際空港をはじめ、大阪南部の玄関口となっている重要な結節点であり、ここに新しい景観、ランドマークをつくることにより阿倍野地区のブランドイメージ、都市景観イメージを高めることができると考えている。
・ 阿倍野ターミナルビル計画の際、今回計画の南側（常盤地区）のまちづくりと一体となるよう、全体のマスタープランを地元とまちづくり構想研究会を立ち上げ議論を経て今回の開発プランを提案している。

（議第125・126号）

■委員からの主な意見・質問

・ ここは以前から人の流れが議論になっている。例えば、大きな地震によって停電した場合などエレベーターもエスカレーターも止まる火災が発生するというような場合をどうシミュレーションしているのか。
・ いたずらに複雑化していくのはまずい。北ヤードの問題も今後議論になってきて、人の流れも変わっていく。長期的な問題について勘案し、将来を見越した大阪駅にという提案なのかが心配である。
・ まちづくりの視点として、もっとゆとりのあるまちづくりということも勘案してほしい。

■説明

・ 大阪駅周辺については、今後鉄道事業者や周辺の建物関係者と安全・安心、景観、バリアフリーといった問題を検討する研究会を立ち上げていただき、当然大阪市も参加して、非常時のことも含めて検討していきたいと考えている。

（３） 審議会終了後の対応

・ 本審議会の答申を受けて、必要な手続きを経て、都市計画の変更を行う。

6　会議資料

（議　案）

議第120号　大阪都市計画生産緑地地区の変更について
議第121号　大阪都市計画都市再生特別地区の変更について
議第122号　大阪都市計画都市再生特別地区の変更について
議第123号　大阪都市計画都市再生特別地区の変更について
議第124号　大阪都市計画都市高速鉄道の変更について
議第125号　大阪都市計画交通広場の変更について
議第126号　大阪都市計画通路の変更について

（報　告）

大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について
大阪都市計画地区計画にかかる都市計画図書の補正について

7　お問い合わせ先

計画調整局計画部都市計画担当
電話番号　０６－６２０８－７８７２
FAX　　０６－６２３１－３７５３
メール　　ea0006@city.osaka.lg.jp